

福祉バス「愛の募金号」のご案内

(必ずご覧ください)

1 利用できる団体

- ・群馬県社会福祉協議会の会員
- ・その他会長が認めた団体

※利用にあたって、群馬県社会福祉協議会会長（以下「会長」という）が認めた、心身の障害等により自力での移動が困難な者を優先します。

2 利用の目的

- ・スポーツ及びレクリエーション
- ・各種大会参加
- ・機能回復訓練
- ・施設見学
- ・視察及び研修
- ・社会見学
- ・保養事業
- ・その他、会長が適当と認める行事

3 利用時間

- ・午前9時（出庫）～午後4時（入庫）

※土日祝日、点検日、年末年始（12月28日から翌年1月5日まで）は除く

4 利用するバス^{Q1}

- ・リフト付き大型バス1台 50名乗り
- ・サイズ^{Q10}：全長1,199cm、車幅249cm、車高350cm

※利用人員は20名以上49名以内とします。

※普通座席41席、補助席7席、ガイド席1、車椅子固定席2席（車椅子2席固定の場合、普通座席35席）となります。

※心身障害者等介護を要する者が利用する場合は、利用責任者は利用者の介護が十分できるよう介護者の同乗を配慮してください。

※雨天の場合、リフトの故障により利用できない場合もございます。

※出発場所や目的地等の駐車場所は、大型バスが通り抜けでき、方向転換が可能である場所にしてください。

5 運行範囲

- ・福祉バスの1日の走行距離は、原則として300キロメートル以内とし、運行の範囲は、原則として県内及び近県とします。
- ・1回の利用日数は2日以内とします。

6 使用料等

- ・バス使用料は無料
- ・利用者負担【燃料費^{Q5}、有料道路通行料^{Q6}、駐車料等の経費、宿泊^{Q8}する場合の乗務員の宿泊料】

7 保険の加入

- ・保険は、車の保険（損害賠償）のみ掛けてあります。（福祉バス乗車中のみ）
- ・利用者について、必要と思われる場合は各団体で掛けてください。

例：国内旅行傷害保険 等 旅行会社や保険会社等で直接、ご加入ください。

8 利用から申込までの流れ

(1) 仮予約の連絡【電話または来所】

- ・利用日の4か月前から2か月前までにご連絡ください。
- ・但し、会長が認めた、心身の障害等により移動が困難な者（社会福祉事業者(事業収入を伴う法人等)が利用する場合を除く)は、6か月前から受け付けます。

例：12月25日に利用したい場合は8月25日～予約可能（休日の場合は翌営業日）

(2) 福祉バス予約申込書（様式1）の提出【原則メール（FAX・郵送可）】

- ・仮予約をした日から7日以内（土日祝日及び年末年始を除く）にご提出ください。
- ・申込の内容を確認し、県社協より予約可否をご連絡します。

(3) 利用申請書（様式2）、行先及び経路明細（様式3）、福祉バス乗車名簿（様式4）の提出【原則メール（FAX・郵送可）】

- ・利用日の1か月前までに、利用申請書（様式2）、行先及び経路明細（様式3）をご提出ください。
- ・福祉バス乗車名簿（様式4）は、利用日の5日前までにご提出ください。
- ・申請内容を審査し、県社協より「利用承認・不承認通知書」を送付します。

※**経路や行程等の計画^{Q9}**は、時間に余裕をもった内容で作成してください。

※災害やバスの故障、雨天時のリフト利用困難な場合等を含め、バスは運行不能となる場合もありますので、中止の想定や代替案のご検討も予め行っていただきますようお願いいたします。

※利用施設や食事場所の予約については、必ず事前にしておいてください。

※積雪の多い方面の計画はご遠慮ください。路上での乗り降りはできません。

(4) その他

- ・申込内容の変更や中止（取消）は、証拠を残すため、文書（原則メール（FAX・郵送可））でお知らせください。
- ・キャンセルは利用日の前日の15時までにご連絡ください。

9 各種連絡先

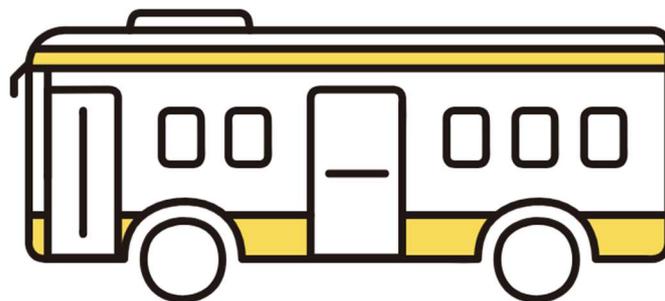
予約等について	行程等について
(県社協) 総務企画課	(バス業者) 株式会社ボルテックスアーク
メール：fukushibus@g-shakyo.or.jp TEL：027-255-6033 FAX：027-255-6173 営業日：平日 8:30～17:15	TEL：027-381-1919 FAX：027-381-1914 営業日：月～土 9:30～18:00

10 利用にあたっての注意事項

- ・「福祉バス「愛の募金号」運行要領」の内容をご確認ください。
- ・配車場所や目的地等の駐車場所は、大型バスが利用できる場所とし、利用団体において事前に確認・予約をしてください。（路上駐車不可）
- ・感染症等による影響が心配される場合、運行予約をお受けできない場合もあります。
- ・申込状況により、年間の県委託費の限度額に達する場合には、年度途中でも予約をお受けできなくなる可能性があります。（1回の運行にあたり、本会からバス業者への運行費用が発生するため）
日程が空いていても、年間のスケジュールで予約の調整をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。
- ・災害等やむを得ない事情が生じた場合は、本会会長又は委託元である群馬県の判断により運行を中止することがあります。なお、利用承認通知書を交付後、やむを得ない事情で運行が中止となり、その結果、損害等が生じてても、一切責任は負いませんので、予めご了承ください。

福祉バスについて

福祉バスは、公益財団法人上毛新聞厚生福祉事業団が、県民から寄せられた善意の浄財『愛の募金』で購入し、県内の福祉関係者並びに障がい者・高齢者の社会参加の促進及び福祉の推進に資するために、県へ寄贈したものを、本会が県から委託を受けて運行管理しております。



Q & A

No.	Q (質問)	A (回答)
1	福祉バスは、どこにありますか？	群馬県社会福祉総合センター（前橋市新前橋町 13-12）にあります。
2	群馬県社会福祉総合センターでの出発を予定した場合、センターの駐車場は利用できますか？	センターの駐車場は、センター利用者のためのものになりますので、福祉バス利用のみの方は、駐車できません。 近くのコインパーキングや公共交通機関をご利用ください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">電車の場合</div> 両毛線・上越線 新前橋駅より徒歩5分 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">バスの場合</div> 群馬中央バス「滝川橋停留所」下車 徒歩1分
3	福祉バスには、どのような装備がありますか？	装備として、クーラーボックス、カラオケ、テレビ、DVDがあります。操作は、各団体等で行ってください。
4	車内での注意点はありますか？	①車内は禁煙です。 ②ご乗車の際は、シートベルトの着用をお願いいたします。 ③運行中は運転士の指示に従い、安全運転にご協力ください。 ④飲食は可能ですが、次に使う方が気持ちよく利用できるよう、利用終了後は、車内のゴミの持ち帰りと忘れ物の点検をしてください。
5	燃料費は、どのような支払方法がありますか？	燃料費は後日、バス業者より請求しますので、直接お振込ください。 （振込手数料は団体負担） ただし、会長が認めた、心身の障害等により移動が困難な者（社会福祉事業者（事業収入を伴う法人等）が利用する場合を除く）は、県社協にて負担します。
6	有料道路通行料は、どのような支払方法がありますか？	利用団体にて、現金やETCカードをご用意ください。 もしくは、後日バス会社からの請求による支払いとすることも可能です。 様式2にて、支払い方法を選択ください。
7	乗務員の昼食の用意は必要ですか？	本会及び乗務員に対する、昼食、金品のお礼等は堅くお断りいたします。
8	宿泊を伴う場合、手配するものはありますか？	乗務員の宿泊の手配をお願いします。（1泊2食付き） 利用団体の宿泊先が、ホテル・旅館・民宿以外や相部屋の場合、別宿・別室を取らせていただきます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">例：利用団体→旅館（相部屋）、乗務員→ビジネスホテル</div>
9	運行内容や運行日程（コース）の作成・予約について、相談できますか？	行先の方面、基本内容、行程の時間等は、利用者にて作成いただきますが、ご相談は可能です。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">県社協</div> 事務的補助や最近の運行の例示等は可能です。 ただし、一定の内容を超えると旅行業にかかわる部分になる為、お手伝いできません。バス業者へご相談ください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">バス業者</div> 配車時間、駐車場探し、行程の時間配分等のご相談をお受けします。運行日程の作成・予約について、必要に応じ、ご相談をお受けします。対応内容によっては、別途有料になる場合もあります。

Q10 バスは、どのくらい大きいですか？

バスの大きさ目安

